

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便を見たところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の標準報酬月額が、自分が記憶している当時の給与額と比べて低いので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における給与支給額について、入社当初は 13、4 万円であったとしているが、B社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（以下「標準報酬決定通知書」という。）によると、申立人が昭和 49 年 4 月 1 日に資格取得した際の報酬額は 6 万 9,260 円と記載されている。

また、当該報酬額は、申立人と同日に採用され、同日に被保険者資格を取得した同僚 4 名とおおむね同額であるとともに、いずれも昭和 49 年 9 月 1 日付けで標準報酬月額の随時改定が行われており、当該改定後の額についても、申立人のみが特段低いなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人及び同僚 4 名について、上述の標準報酬決定通知書で確認できる事業主の届出内容と、オンライン記録上の標準報酬月額の記録に齟齬は無く、さかのぼって訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

加えて、B社では、このほかに申立人の標準報酬月額が確認できる資料は無いとしており、同社が加入しているC健康保険組合も、当時の資料は残存していないとしている。

このほか、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 13 日から 43 年 6 月 1 日まで
前職の職場が倒産したので、昭和 42 年 4 月に、知人の紹介で A 社に入社した。社員は全員厚生年金保険に加入していたはずなので、自分だけ空白期間があるのは納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 6 人に聴取したところ、そのうち 3 人が、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、その勤務期間については特定ができない。」と、証言している。

また、A 社における当時の工場長は、「厚生年金保険に係る事務はすべて社長が行っており、詳しいことは分からない。」と供述しているが、その事業主は既に他界しており、当時の事情について聴取することができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、「在職中、病院にかかったときに健康保険証が無く、健康保険証を発行してもらうために、厚生年金保険被保険者証を再発行してもらった。」と証言しており、申立人が所持する再発行された厚生年金保険被保険者証の再交付年月日は、昭和 43 年 5 月 28 日と記録されていることから、それまでの期間、厚生年金保険に加入していなかったことが推認できる。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。